

仕 様 書

函館海上保安部

- 1 件 名 一般廃棄物収集運搬処理(函館)(単価契約)
- 2 履行場所 函館港に停泊中の指定船舶及び函館海上保安部
- 3 履行期間 令和7年4月1日～令和8年3月31日
- 4 廃棄等内容 一般廃棄物(予定数量等以下のとおり)
240m³
内訳 巡視船つがる 156m³
巡視船おくしり 74m³
その他船艇分 10m³
- 5 支払条件 月毎に請求すること。
- 6 仕様等
 - (1) 指定場所に集積した廃棄物を、函館海上保安部職員からの連絡により収集し、函館市指定の廃棄種別毎の処理場へ運搬のうえ適正に処分すること。
なお、全工程において関係法律等を遵守すること。
 - (2) 本廃棄物処理に関し、付帯的に生じた処理・作業は受注金額の範囲内で完全に実施のこと。
 - (3) 本廃棄物処理中に受注者の過失によって生じた災害については、受注者側にて全面的に責任を持つこと。
 - (4) 廃棄物収集に際し、収集場所等を汚損した場合は、現状復帰をすること。
 - (5) 本契約は単価による契約とし、毎月末をもって取り纏めの上、請求すること。
 - (6) その他、本仕様書に疑義を生じた場合は担当職員と協議のうえその指示に従うこと。
 - (7) 第一管区海上保安本部入札・見積者心得を遵守すること。